

三好市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務仕様書

1. 業務目的

本市では、市営バスの利便性の向上と効率的な運行に努めてきたが、今後も続く人口減少や高齢者の運転免許保有率の上昇など公共交通利用者層の減少を見据えると、住民の移動ニーズを踏まえつつ、需給バランスの取れた更なる効果的かつ効率的な運行が求められている。

こうした状況を踏まえ、上位計画や関連計画におけるまちづくりと一体となった効率的で利便性の高い公共交通体系を再構築するため、2021年度に三好市地域公共交通計画（マスタープラン）を策定した。

本業務では、マスタープランで示された路線ネットワーク全体の見直しも含め、持続可能な運送サービスの提供を確保するため、「三好市地域公共交通利便増進実施計画」の策定支援を行うものである。

2. 委託業務名

三好市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務

3. 委託期間

契約日から2024年3月31日まで

4. 業務内容

1) 交通事業者間の調整協議支援

三好市地域公共交通計画（令和4年3月）、三好市地域公共交通利便増進実施計画素案（令和5年3月）、山城地域公共交通再編に向けた実証運行計画素案（令和5年3月）を踏まえ、対象となる民間バス路線の市営バスへの転換、及び乗合タクシーの導入に向け、交通事業者間の調整に必要な資料を作成するとともに、市が開催する交通事業者協議に出席し、補佐すること。

2) 山城地域公共交通再編に向けた実証運行計画案の策定支援

山城地域公共交通再編に向けた実証運行計画素案（令和5年3月）を踏まえ、運行受託事業者、教育委員会、学校と調整を図るとともに、住民意見交換会等を踏まえ、実証運行計画案としてまとめること。

- 市営バス・民間バス路線「祖谷線」：運行ルート（起終点・経由地・経路・キロ程）、新設バス停設置場所、運行日、運行ダイヤ、運賃表（定期券運賃表を含む）
- 乗合タクシー：運行区域、乗降場所、運行日、運行時間帯、受付時間

3) 利便増進計画案の策定支援

三好市地域公共交通利便増進実施計画素案（令和5年3月）を踏まえ、運行受託事業者、教育委員会、学校と調整を図るとともに、住民意見交換会や実証運行における改善点等を踏まえ、実証運行計画案としてまとめること。

- 市営バス・民間バス路線「祖谷線」：運行ルート（起終点・経由地・経路・キロ程）、新設バス停設置場所、運行日、運行ダイヤ、運賃表（定期券運賃表を含む）
- 乗合タクシー：運行区域、乗降場所、運行日、運行時間帯、受付時間
- 事業実施に必要な資金の額・調達方法：積算根拠となる因数（利用者数、運行経費、運賃収入）、係数を既存の乗降調査結果、収支報告書等を精査するとともに、運行事業者ヒアリングを踏まえて路線ごとに整理

4) 住民意見交換会・説明会等の運営支援

- 住民意見交換会・説明会等の資料作成を行うとともに、会議へ出席し、必要に応じて補足説明や質疑応答など会の運営を補助すること。
 - 決定事項を運行実施計画案に反映する（議事録作成不要）。
 - 出席回数：4回（山城2，三縄2）
- ※資料の印刷、会議録の作成は三好市が行う。

5) 活性化協議会等の運営支援

- 活性化協議会に出席し、必要に応じて運行実施計画案・利便増進実施計画案の補足説明や質疑応答など会の運営を補助すること。
 - 出席2回
- ※資料の印刷、会議録の作成は三好市が行う。

6) 住民配布用パンフレット原稿の作成

- サービス内容・制度設計を基に対象地域住民への利用案内パンフレットを作成する。
 - パンフレットは、A3 両面2つ折りとし、内容は利用マニュアルや利用者の誤認防止対策としてのQ&A 等とする。
- ※パンフレットの印刷は三好市が行う。

7) 乗合タクシー乗務員サービス規程の作成

- 運行事業者との調整を図りながら利用者の誤認利用及び乗務員の誤認を防止するとともに、乗務員間でサービスに差異が生じないように乗務員サービス規程を作成する。
- 乗務員サービス規程の内容は、基本的事項に加えて制度設計に基づく詳細な規定と、ホスピタリティの基本となるあいさつ等に関する行動規定等を加えて作成する。

8) 山城地域実証運行スケジュールと作業分担の取りまとめ

令和5年10月2日からの山城地域実証運行に向けた詳細スケジュールをまとめるとともに、交通事業者、三好市の作業分担をとりまとめる。

バス停時刻表作成・張替、道路占用許可申請関係、道路使用許可申請関係

住民・学校関係周知、乗降場所施設敷地内への乗合タクシー車両の乗入れ許可関係

9) 業務報告書作成

業務内容を報告書として取りまとめる。

10) 打合せ協議

初回、中間、納品時を原則として、対面及び web 等で適宜打合せを行う。